取引報告手数料の見直しに伴う
ＣＤＳ清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

現在当社のＣＤＳ清算業務の取引情報を当社から金融庁に報告しているが、金融庁告示「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件」（令和三年金融庁告示第十号）が２０２４年（令和６年）３月３１日限りで効力を失うことに伴い、同年４月１日より同庁への報告が認められなくなるため、同日より取引情報蓄積機関であるＤＴＣＣデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社（以下「ＤＤＲＪ」という。）に報告することとする。

これに伴い、ＤＤＲＪから当社に請求された手数料について清算参加者に実額を負担いただくこととすべく、ＣＤＳ清算業務に係る手数料に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要

・　ＤＤＲＪから当社に毎月請求された手数料のうち、残存件数に応じて請求された部分について、残存件数に応じて各清算参加者に按分して請求する。

（備　考）

・　ＣＤＳ清算業務に係る手数料に関する規則

Ⅲ．施行日

２０２４年４月１日から施行する。

以　上

別　紙

ＣＤＳ清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（取引報告手数料） 第５条の３　各月の取引情報蓄積機関報告約定（ＣＤＳ）に係る取引報告手数料は、次の算式により算出される額とする。 （取引情報蓄積機関報告清算約定（ＣＤＳ）の件数に応じた手数料相当額の総額として当社が公示により定める金額）×（各清算参加者に係る取引情報蓄積機関報告清算約定（ＣＤＳ）の残存件数として当社が公示により定める件数）/（取引情報蓄積機関報告清算約定（ＣＤＳ）の総残存件数として当社が公示により定める件数）	（取引報告手数料） 第５条の３　各月のＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）に係る取引報告手数料は、次の算式により算出される額を当社が公示により定めるところにより円換算した金額とする。 （ＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）の件数に応じた手数料相当額の総額として当社が公示により定める金額）×（各清算参加者に係るＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）の残存件数として当社が公示により定める件数）/（ＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）の総残存件数として当社が公示により定める件数）
２　各月のＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）に係る取引報告手数料は、次の算式により算出される額を当社が公示により定めるところにより円換算した金額とする。 （ＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）の件数に応じた手数料相当額の総額として当社が公示により定める金額）×（各清算参加者に係るＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）の残存件数として当社が公示により定める件数）/（ＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）の総残存件数として当社が公示により定める件数）	（新設）
３　第１項の「取引情報蓄積機関報告清算約定（ＣＤＳ）」とは、清算約定のうち、取引情報蓄積機関（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１５６条の６３第１項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）に対し、その当事者（清算約定（委託分）にあっては、当該清算約定（委託分）に係る清算委託取引の当事者である清算委託者）、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。	（新設）
４　第２項の「ＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）」とは、清算約定のうち、Ｓｗａｐ Ｄａｔａ Ｒｅｐｏｓｉｔｏｒｙ（Ｕ．Ｓ．Ｃｏｍｍｏｄｉｔｙ Ｅｘｃｈａｎｇｅ Ａｃｔ Ｓｅｃｔｉｏｎ	２　前項の「ＳＤＲ報告清算約定（ＣＤＳ）」とは、清算約定のうち、Ｓｗａｐ Ｄａｔａ Ｒｅｐｏｓｉｔｏｒｙ（Ｕ．Ｓ．Ｃｏｍｍｏｄｉｔｙ Ｅｘｃｈａｎｇｅ Ａｃｔ Ｓｅｃｔｉｏｎ １ａ

１ａ（４８）に規定するＳｗａｐ　Ｄａｔａ　Ｒｅｐｏｓｉｔｏｒｙをいう。）に対し、その当事者（清算約定（委託分）にあっては、当該清算約定（委託分）に係る清算委託取引の当事者である清算委託者）、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。 付　　則 この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。	（４８）に規定するＳｗａｐ　Ｄａｔａ　Ｒｅｐｏｓｉｔｏｒｙをいう。）に対し、その当事者（清算約定（委託分）にあっては、当該清算約定（委託分）に係る清算委託取引の当事者である清算委託者）、想定元本その他の情報についての報告が行われたものをいう。